

定額減税しきれないと見込まれる方へ

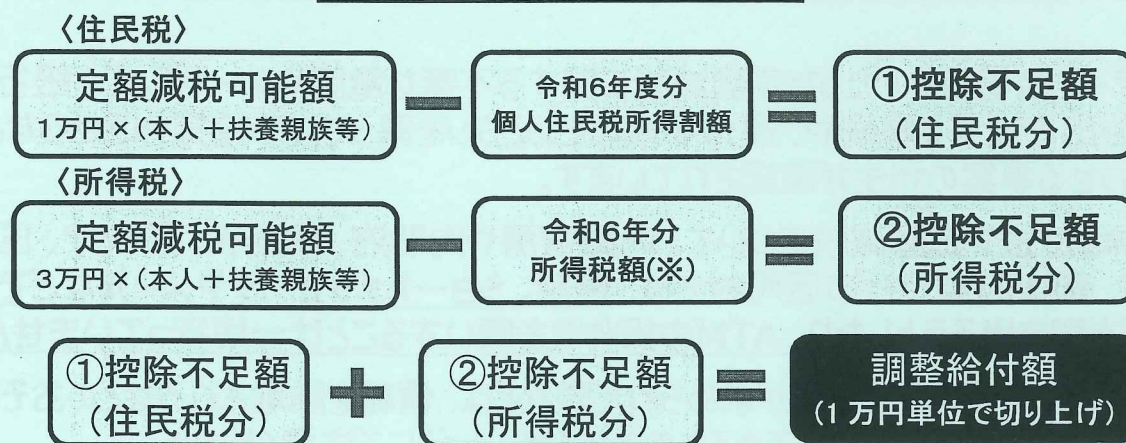
調整給付金

を支給します

「調整給付金」とは？

- 物価高騰に対応するため、一時的な措置として令和6年6月から「定額減税」が行われています。その際、定額減税可能額が6年分の所得税額(※)又は、6年度分の個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

調整給付金の算定式



※ 令和6年分の所得税額が確定するまでは、令和5年分の所得税額により算定し支給されます。

給付金の支給手続き

- 対象者の方には、町から「支給のお知らせ」又は「確認書」を7月中旬から送付します。

マイナンバーによる公金受取口座を登録している人 (支給のお知らせ方式)	原則手続き不要 送付する「支給のお知らせ」に記載された日に、給付金を登録口座に振り込みます。 振込口座の変更や受給の辞退等をする場合は手続きが必要です。
上記以外の人 (確認書方式)	送付する「確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、専用の返信用封筒にて10月31日(木)までに郵送してください。審査(約1カ月)後に、指定の口座に振り込みます。

《お問い合わせ》

山形県最上郡真室川町大字新町124番4
真室川町役場町民課税務係
TEL 0233-62-2054

裏面もご覧ください。

定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

